

2次募集を実施します!!

住宅リフォーム・解体補助事業

(北見市住宅改修補助事業)

事業内容

以下の工事に対し、**補助金**を交付する事業です。

- **住宅リフォーム工事**……居住性や耐久性を高める工事など
- **解体工事**……建築物等をすべて除却し、更地とする工事

補助率・補助限度額

- 工事費の合計額が30万円(消費税除く)以上のものに補助します
- 補助額は**対象工事費用の20%とし、20万円を限度とします**(千円未満切捨て)

！注意事項！ 補助額は完了報告後に通知する確定通知書に記載された額によります。
(申請後に工事費用を変更し対象工事費が変更になると、補助額を減額する場合があります。)

申請期間・申請場所

期間：令和3年7月28日(水)～7月30日(金)

- ※窓口は8時45分から17時30分まで開いております。
- ※窓口が混雑した場合、日時を改めてお越しいただく場合があります。

先着順ではありません。抽選を行います。

場所：北見市役所 3階 建設指導課窓口

北見市 都市建設部 建設指導課 安全推進係

〒090-8501

北見市大通西3丁目1番地1 3階

TEL:0157-25-1154

FAX:0157-25-1207

■ 住宅リフォーム工事 ■

■ 補助の内容

住宅又は空き住宅のリフォーム及びこれに伴う建築設備の設置に係る費用の一部を、予算の範囲内において補助します。

■ 補助の対象者・住宅

○次に掲げるもので、いずれにも該当する者・住宅

- ①下記のいずれかに該当する建築基準法(昭和25年法律第201号)等に適合している市内に存する住宅
 - a)自ら所有し、居住しているもの
 - b)空き住宅で、自ら所有又は新たに取得し、当該補助の完了報告時まで、自ら居住するもの(ただし、建築後未入居の場合は除く)
- ②市税等を滞納していないこと
- ③平成26年度から令和3年度において、北見市住宅エコ改修補助事業(北見市住宅省エネ・バリアフリー改修補助事業)、住宅改修補助事業の補助金を受領した者又は、住宅ではないこと
- ④当該補助金を活用しリフォームした部分について、10年間活用することを確約することができるもの

※住宅とは、居住の用に供する家屋又は家屋の部分とします。

分譲マンションは専有部分、兼用(併用)住宅は居住の用に供する部分が延べ面積1/2以上のもので、区分登記されている住宅は、区分毎に一つの住宅とします。

【補助対象外となる住宅の一例】

- ・新築工事
- ・他人に貸している住宅(所有者が居住していない)
- ・親所有の住宅に子世帯のみが居住している住宅(所有者が居住していない)
- ・補助金 交付決定前に補助対象工事に着手しているもの
- ・住宅兼事務所の事務所部分(住宅ではない) など

■ 施工業者の条件

○次に掲げるもので、いずれにも該当する者

- ①市内に事業所、営業所等を有し、建設業等を営む者
- ②受注したリフォーム工事を一括して他人に請け負わせない者
- ③次のa～cのいずれかに該当する者
 - a)北見市競争入札参加資格者
 - b)北見市小規模修繕契約希望者
 - c)令和3年度北見市住宅エコ改修補助資格登録者

■ 補助対象となる工事

住宅の居住性や耐久性を高める工事等で、増築、改築、修繕及び模様替えのうち、「住宅リフォーム 対象工事表」に掲げるもの

■ ■ 住宅リフォーム工事 ■ ■

申請書類一覧

■ 補助金交付申請 【申請期間：令和3年7月28日（水）から 令和3年7月30日（金）まで】

| | |
|---|---|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 各種公的支給及び活用に関する申出書 | 建設指導課ホームページや窓口にて配布 |
| <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 | |
| <input type="checkbox"/> 補助申請に関する申出書 | 手続きを委任する場合、共有名義の場合に提出 |
| ◆添付書類 | |
| <input type="checkbox"/> 住民票の写し（コピー可） | 申請日前 3ヶ月以内に発行されたもの |
| <input type="checkbox"/> 完納証明書（コピー可） ※交付申請書の「納税状況確認同意書」に同意する場合は、 | 申請日前 1ヶ月以内に発行されたもの 省略することができる |
| <input type="checkbox"/> 住宅の所有者が明らかとなる書類（コピー可） | 申請年度の固定資産税の納税通知書（課税明細書のページ） 名寄帳、建物の登記事項証明書（申請日前 3ヶ月以内に発行されたもの） （空き住宅の場合は、売買契約書）など |
| <input type="checkbox"/> 工事見積書（施工業者の押印のあるもの） | 品番、規格、数量等の記載があり、補助対象経費と対象外経費が分けてあるもの |
| <input type="checkbox"/> 工事箇所の着手前写真（カラーに限る） | 申請する全ての工事箇所の着手前状況が確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 着手前・完了後の設計図書（平面図等） | 寸法等が明記され、工事箇所が確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 居住がなされていないことが確認できる書類（空き住宅の場合のみ） | 水道等の閉栓、休止届等の写しや、空き住宅販売事業者等による証明書（任意形式）等 ※下水道局では、水道の閉栓・休止届の再交付は行っておりません。 |

■ 変更申請 【補助金額、工事内容等に変更が生じた場合】

| | |
|---------------------------------------|---|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 変更申請書 | 建設指導課ホームページや窓口にて配布 |
| ◆添付書類 | |
| <input type="checkbox"/> 変更内容を確認できる書類 | 補助金額の変更：変更後の工事見積書等 工事内容の変更：平面図等、着手前写真等 |

■ 完了報告 【完了報告期限：令和4年1月28日（金）まで】

| | |
|---|---|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 完了報告書 | 建設指導課ホームページや窓口にて配布 |
| ◆添付書類 | |
| <input type="checkbox"/> 工事請負契約書等の写し | 工事着手や完了日、工事費等が確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 工事代金の支払いが確認できる書類 | 領収書等の写し |
| <input type="checkbox"/> 工事箇所の完了後の写真 ※写真の不足がある場合は、補助金の支払いができません。 | 全ての工事箇所の完了後の状況が確認できるもの （ 工事中の写真を求める場合があります。 ） |
| <input type="checkbox"/> 居住していることが確認できる書類（空き住宅の場合のみ） | 改修した住宅に転居後の住民票の写し（コピー可） |

■ 補助金の請求 【補助金の請求期限：令和4年2月10日（木）まで】

| | |
|------------------------------|--|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 請求書 | 「確定通知書」の受け取り後、2週間以内又は、補助金の請求期限のどちらか早い方で提出が必要です |

■ 申請の取下げ 【交付決定後、工事を取り止める場合は早急にご提出ください】

| | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 交付申請取下げ届 | 建設指導課ホームページや窓口にて配布 |

※上記の他、全ての届出において別途、必要書類の追加提出を求めています。

■ 解体工事 ■

■ 補助の内容

空き建築物等の解体工事に係る費用の一部を、予算の範囲内において補助します。

■ 補助の対象者・建築物

○次に掲げるもので、いずれにも該当する者・建築物

- ①市内にあり、個人が所有し、補助申請の時点で居住実態がなく、昭和56年5月31日以前に建築された建築物。
※市内にある建築物の所有者であれば、北見市民以外の方も対象となります。
- ②市税等を滞納していないこと。
- ③登記事項証明書に記載されている名義人であること。ただし、未登記の場合は、家屋課税台帳上または家屋補充課税台帳上に記載されている者であること。または相続人。
- ④共有の所有者または相続人等がいる場合は、同意を得られること。また、同意者から疑義、紛争等が生じた場合は、自ら責任を持って、その疑義、紛争等について解決する旨を確約できる者。
- ⑤所有権以外の権利が設定されている場合は、権利者全員から事前に同意を得ており、権利者から疑義、紛争等が生じた場合は、自ら責任を持って、その疑義、紛争等について解決する旨を確約できる者。
- ⑥区分所有建築物の場合は、同一敷地内で申請者が所有する部分の全てを解体する工事であって、当該工事に伴い残りの区分所有建築物部分も合わせて解体するもの。
- ⑦空き建築物等を全て除却し、更地とすること。
- ⑧公共事業による除却または移転、建替え等の補償対象となっていないもの。
- ⑨解体後の跡地について、補助対象となる者(同意者含む)において適正に管理することができるもの。
- ⑩補助金交付決定後に着手するもの。
- ⑪平成26年度から令和3年度において、北見市住宅エコ改修補助事業(北見市住宅省エネ・バリアフリー改修補助事業)、住宅改修補助事業の補助金を受理した者又は、住宅ではないこと。

■ 施工業者の条件

○次に掲げるもので、いずれにも該当する者

- ①市内に事業所、営業所等を有し、建設業等を営む者
- ②受注した解体工事を一括して他人に請け負わせない者
- ③次のa～cのいずれかに該当する者
 - a)北見市競争入札参加資格者
 - b)北見市小規模修繕契約希望者
 - c)令和3年度北見市住宅エコ改修補助資格登録者
- ④建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に基づき、北海道知事の解体工事業者登録を受けた者、または建設業法に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る許可を受けた者

■ 補助対象となる工事

- ・空き建築物および敷地の埋設物や付属する門・塀等の工作物、庭木等の解体工事
(家財道具等の移転または処分は対象外)
- ・解体後の整地(舗装等の過度な整地は対象外)

■ 解体工事 ■

申請書類一覧

■ 補助金交付申請 【申請期間: 令和3年7月28日(水) から 令和3年7月30日(金) まで】

| | |
|--|---|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 各種公的支給及び活用に関する申出書 | 建設指導課ホームページや窓口にて配布 |
| <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 | |
| <input type="checkbox"/> 補助申請に関する申出書 | 手続きを委任する場合のみ提出 |
| <input type="checkbox"/> 疑義解決確約書 | 未登録の場合のみ提出 |
| <input type="checkbox"/> 複数の法定相続人に係る同意確認及び疑義解決確約書 | 複数の相続人がいる場合のみ提出 |
| <input type="checkbox"/> 複数の所有者に係る同意確認及び疑義解決確約書 | 共有名義の場合のみ提出 |
| <input type="checkbox"/> 所有権以外の権利者への同意確認及び疑義解決確約書 | 所有権以外の権利がある場合のみ提出 |
| ◆添付書類 | |
| <input type="checkbox"/> 正当な権限を有する者であることを証明する書類 | 住民票の写し、戸籍謄本の写し(全て、申請日前 3ヶ月以内に発行されたもの)、遺産分割協議書の写し、遺言書の写し等 |
| <input type="checkbox"/> 完納証明書(コピー可) ※補助金交付申請書の「納税状況確認同意書」に同意する場合は、省略することができる | 申請日前 1ヶ月以内に発行されたもの |
| <input type="checkbox"/> 所有権を証明できる書類 | 建物の登記事項証明書、登記されていない場合は、家屋課税台帳または家屋補充課税台帳(全て、申請日前 3ヶ月以内に発行されたもの) |
| <input type="checkbox"/> 工事見積書等 ※施工業者の押印のあるもの | 補助対象経費と対象外経費が分かれているもの |
| <input type="checkbox"/> 工事箇所の着手前写真(カラーに限る) | 建築物および敷地全体が写っているもの |
| <input type="checkbox"/> 建設時期がわかる書類 | 確認済証の写し、建物の登記事項証明書、家屋課税台帳等 |
| <input type="checkbox"/> 位置図、配置図 | 位置図は敷地の場所、配置図は敷地内の状況がわかるもの |
| <input type="checkbox"/> 空き建築物であることが確認できる書類 | 水道等の閉栓、休止届等の写しや、空家であることが確認できる写真等 ※下水道局では、水道の閉栓・休止届の再交付は行っておりません。 |

■ 変更申請 【補助金額、工事内容等に変更が生じた場合】

| | |
|---------------------------------------|---------------------|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 変更申請書 | 建設指導課ホームページや窓口にて配布 |
| ◆添付書類 | |
| <input type="checkbox"/> 変更内容を確認できる書類 | 補助金額の変更: 変更後の工事見積書等 |

■ 完了報告 【完了報告期限: 令和4年1月28日(金) まで】

| | |
|---|-----------------------|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 完了報告書 | 建設指導課ホームページや窓口にて配布 |
| ◆添付書類 | |
| <input type="checkbox"/> 工事請負契約書等の写し | 工事着手や完了日、工事費等が確認できるもの |
| <input type="checkbox"/> 工事代金の支払いが確認できる書類 | 領収書等の写し |
| <input type="checkbox"/> 解体完了後の写真(カラーに限る) | 敷地全体の完了後の状況が確認できるもの |

■ 補助金の請求 【補助金の請求期限: 令和4年2月10日(木) まで】

| | |
|------------------------------|--|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 請求書 | 「確定通知書」の受け取り後、2週間以内又は、補助金の請求期限のどちらか早い方で提出が必要です |

■ 申請の取下げ 【交付決定後、工事を取り止める場合は早急にご提出ください】

| | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ◆申請書等 | |
| <input type="checkbox"/> 交付申請取下げ届 | 建設指導課ホームページや窓口にて配布 |

※上記の他、全ての届出において別途、必要書類の追加提出を求めることがあります。

■ ■ 北見市住宅エコ改修補助資格登録者 ■ ■

■ 登録要件

◆次に掲げるもので、いずれにも該当する者

- ①市内に事業所、営業所等を有し、建設業等を営む者。
- ②全てのリフォーム、解体工事を他に委託しない者。
- ③市税を滞納していない者。

■ 登録申請

【登録受付:随時】

◆申請書等

- ・資格登録申請書 建設指導課ホームページや窓口にて配布

◆添付書類

- ・納税証明書(完納証明書) 申請日前 1ヶ月以内 に発行されたもの
- ・解体工事業者登録または解体工事業者等の許可票の写し 解体工事の場合のみ提出

申請された方は、北見市住宅省エネ・バリアフリー改修補助事業要綱に基づく、資格登録をしているものとして登録され、北見市のホームページで公開されます。

■ 登録変更申請

【登録内容等に変更が生じた場合】

◆申請書等

- ・資格登録変更申請書 建設指導課ホームページや窓口にて配布

- ！注意事項！**
- ①この資格登録制度は優良業者であることを保証するものではありません。
 - ②北見市競争入札参加資格者、小規模修繕契約希望者の申請等につきましては、北見市総務部契約課(0157-25-1242)へお問い合わせください。

■ ■ 住宅リフォーム対象工事表 ■ ■

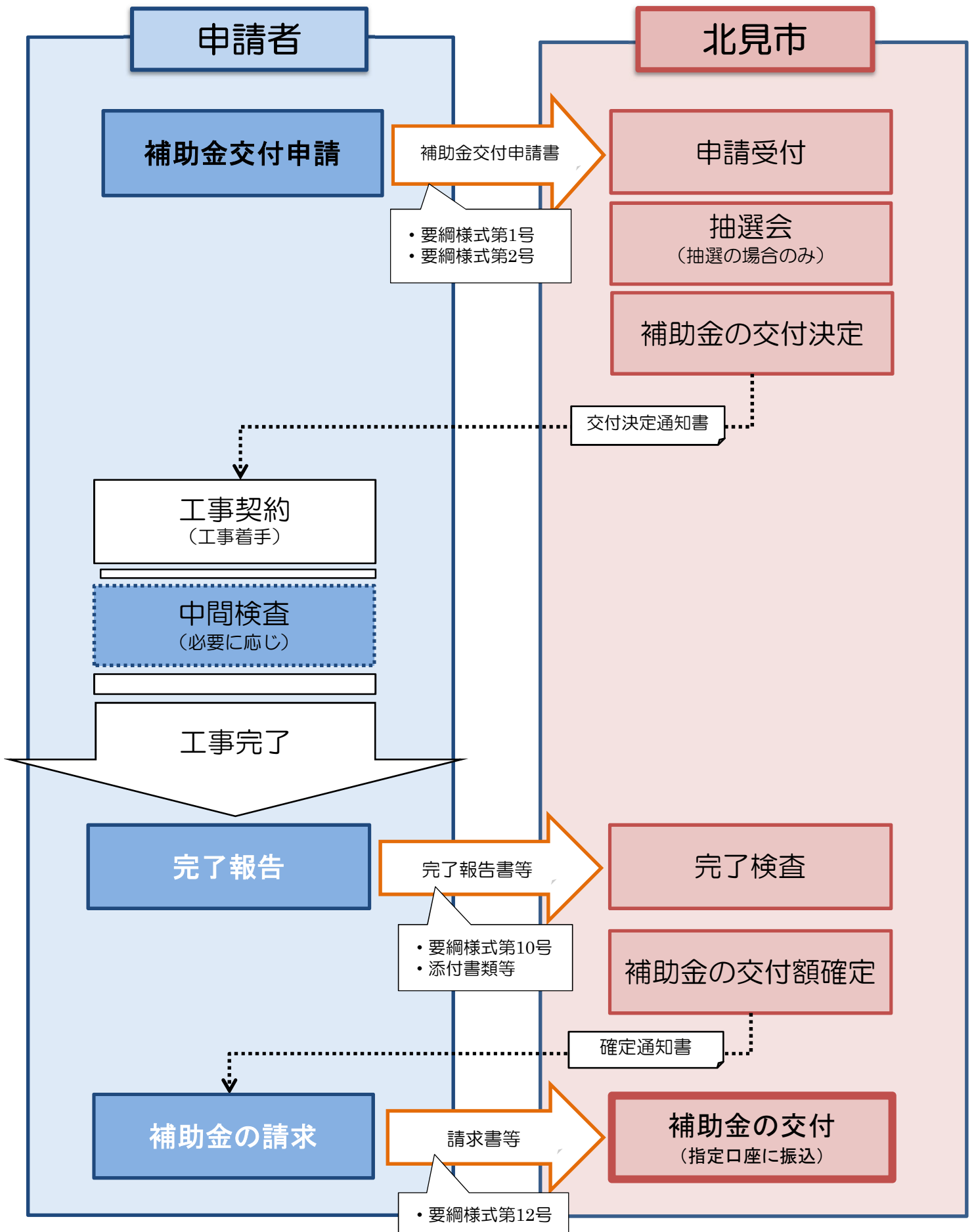
| 工事内容 | 可否 | 備考 |
|------------------------------------|----|---------------------------------------|
| 住宅の新築・購入(中古住宅含む) | × | |
| 住宅部分の増築 | ○ | |
| 住宅部分の改築 | ○ | |
| 住宅部分の耐震化工事 | ○ | |
| 兼用住宅の住宅部分以外の増築、改築、改修 | × | |
| 屋根・外壁・軒天の改修 | ○ | |
| 雪止め金物の設置(屋根設置型) | ○ | |
| 雨樋の改修 | ○ | |
| 風除室・サンルームの改修、設置 | ○ | 住宅と一体であること |
| 住宅と同棟の車庫・物置の改修、設置 | ○ | |
| 住宅と別棟の車庫・物置の改修、設置 | × | |
| ウッドデッキの改修、設置 | × | |
| バルコニーの改修、設置 | ○ | |
| サッシの改修、設置 | ○ | |
| 窓ガラスの交換 | ○ | |
| 網戸の交換、設置 | ○ | |
| 床・壁・天井の内装材改修 | ○ | |
| 建具の改修、設置 | ○ | |
| 畳新設・交換・表替え | ○ | |
| 間取り変更に伴う壁等の設置、改修 | ○ | |
| 衛生設備機器の設置・交換 (ユニットバス・便器・洗面化粧台等) | ○ | 据置型浴槽含む |
| 給水・排水・ガス・灯油配管の設置、交換 | ○ | 住宅内部に限る |
| システムキッチンの設置、交換 | ○ | キッチン組込式の食器洗乾燥機・熱源機等は可 |
| 家電製品の購入 | × | テレビ・冷蔵庫・洗濯機など |
| 照明器具 | × | 内装工事を伴う場合に限り可(ダウンライト等) |
| スイッチ・コンセントの設置、交換 | ○ | |
| TV・BS・CSアンテナの設置、交換 | ○ | 屋根・壁等に固定されていて、容易に取外しできないものに限る |
| 住宅用火災警報器 | ○ | 電池式も可 |
| 暖房機・冷房機・給湯器の設置、交換 | ○ | ボイラー等、床・壁・天井に固定されるものに限る |
| 住宅用エレベーターの設置、改修 | ○ | |
| 換気扇等の設置、改修 | ○ | |
| 防犯システム・インターホンの設置、改修 | ○ | 住宅設置のものに限る |
| 造り付け棚、収納等 | ○ | |
| 家具の購入 | × | タンス・ソファ・テーブルなど |
| カーテン・ブラインド・絨毯等 | × | |
| 手摺の設置、改修 | ○ | |
| 段差解消用スロープ | ○ | 基礎や床に固定されるものに限る |
| 分譲共同住宅の専用部分 | ○ | 専用部分以外は否(共用部、外装、躯体等) |
| 外構(門、塀、ロフトヒーティング、融雪槽、植栽等) | × | |
| 看板の設置、改修 | × | |
| 設計費 | × | 確認申請手数料、各種試験費含む |
| 敷地整備費 | × | |
| 産業廃棄物運搬処理費 | × | |
| 合併処理浄化槽の設置 | × | ※北見市に助成制度があり、住宅リフォーム補助事業と併用することが可能です。 |
| ペレットストーブ、ペレットボイラーの設置 | × | |
| 太陽光発電システム・定置用蓄電システムの設置 | × | |

『北見市木造住宅耐震改修等補助金』は工事内容が重複しない部分に限り併用可能です。

※『北見市木造住宅耐震改修等補助金』とは昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修を補助する制度です。(補助額は 耐震診断:6万円を限度、耐震設計:10万円を限度、耐震改修:70万円を限度)

詳細につきましては、お問い合わせください。

■ 手続きの流れ ■



■ リフォーム工事の対象住宅に関すること

Q 長屋や共同住宅、分譲マンションは補助対象になりますか。

A 所有かつ居住する住戸専用（専有）部分のみ対象になります。共用部分や賃貸部分は補助対象外です。

Q 寮や社宅、賃貸住宅は補助対象になりますか。

A 対象になりません。所有かつ居住が条件です。

Q 店舗併用住宅は補助対象になりますか。

A 居住部分が全体の過半（1/2以上）である建物については、居住部分のみ補助の対象になります。

Q 共有名義で所有する住宅の場合、申請者はどちらか1名だけで良いのでしょうか。

A 工事の契約者（代金の支払者）が代表として申請してください。ただし、所有かつ居住が条件です。

Q 市内に親が居住する親名義の住宅に、別居中の子が申請を行った場合、補助対象になりますか。

A 所有かつ居住が条件です。上記の場合、所有者である親が申請を行う場合は、補助の対象になります。ただし、成年後見人等による申請が可能な場合もありますので、事前にご相談ください

Q 市内に住宅はあるが、所有者が現在単身赴任しており居住していない場合、補助対象になりますか。

A 同一生計としている配偶者等が居住している場合、単身赴任は一時的なものとして扱います。所有者との関係がわかる戸籍謄本及び配偶者等の住民票を提出してください（コピー可）。

Q 空き住宅を購入したが、建物の登記がまだ終わっていません。補助対象になりますか。

A 申請時に、建物の売買契約書等の写しを提出できる場合は、補助の対象になります。

Q 親が所有する空き住宅を改修して、息子又は娘が居住予定ですが、補助対象になりますか。

A 売買契約書等を必要としない譲渡等の場合で、改修後に居住する場合は、申請時点で建物（空き住宅）の所有権移転登記手続きが完了しているときのみ補助対象となります。

Q 夫又は妻が所有権を有している住宅で、所有権を有している方が既に亡くなっており、かつ、所有権移転登記を行っていない場合、その夫又は妻が居住している住宅は、補助対象になりますか。

A 申請時点で建物の相続登記（所有権移転登記）の手続きが完了していない場合は、対象外になります。

■ 申請手続きに関すること

Q 補助対象となる工事部分以外において、既に工事に着手している場合、補助対象になりますか。

A 申請時点で、対象となる部分に関与する工事等が行われている場合は、対象外です。ただし、契約が分かれている部分の工事は、対象になる場合もありますので、ご相談ください。

Q 市外に本店があり、北見に支店がある業者に工事を依頼する場合、補助申請は可能でしょうか。

A 申請は可能です。市内に営業所等を有し、建設業等を営む者であることが条件となっております。

Q 複数の業者に工事を依頼する予定ですが、補助申請は可能でしょうか。

A 申請は可能です。申請時に依頼業者毎の見積書をご提出いただきます。

※ただし、申請・変更・完了等各種手続きにおいて、必要書類等は一括での提出が必要ですので申請者様と施工業者間で打合せをお願いします。

Q 国の他の補助金等と併用することは可能ですか。

A 国、北海道又は北見市での他の助成等と併用する工事費用は対象外となります。ただし、併用可能な補助事業もございますので、事前に建設指導課までご相談ください。

Q 補助申請手続きを施工業者等の代理人に依頼したいのですが、可能でしょうか。

A 補助申請に関する申出書をご提出いただければ、申請は可能です。

Q 納税義務がなく非課税の場合、市税の滞納が無いことを証明するためには。

A 非課税となっている方でも、納税課又は戸籍住民課にて「滞納無証明書」（有料）を発行できます。また、交付申請書の「納税状況確認同意書」に同意する場合は、添付を省略できます。

Q 北見市に越してきたばかりのため市民税は払っていませんが、補助対象になりますか。

A 市税を滞納していないことが補助対象者の要件なので、「滞納無証明書」（有料）にて滞納なしが確認できれば申請は可能です。

Q 補助申請書類を、郵送にて受付していますか。

A 郵送での受付は可能ですが、事前に建設指導課までご相談ください。

Q 過去に北見市住宅工コ改修補助の補助金を受け取りました。

補助対象となる工事を行う予定ですが、申請は可能でしょうか。

A 同一対象者、同一住宅への補助は一回限りとなっておりますので、申請することはできません。

Q 前年度に施工業者の資格登録を行いました。今年度も登録は必要ですか。

A 各年度毎に登録していただく必要があります。

ただし、北見市競争入札参加資格者又は、北見市小規模修繕契約希望者にご登録されている方は当該補助事業に関わる事業者登録の必要ありませんが、北見市で公開している北見市住宅工コ改修補助のホームページにおける、資格登録事業者名簿に掲載を希望される場合は、当該制度に基づく資格登録をしていただく必要があります。

Q 変更申請することによって、補助金額を増額することはできますか。

A 当初申請以降の補助金額の増額は認められません。

Q 補助金の交付決定後、工事の中止を決めた場合、補助金の権利は来年度以降も残りますか。

A 単一年度毎の補助事業になるため、補助金の権利を翌年度に持ち越すことは出来ません。

工事を行わないと決めた場合は速やかに取下げ届をご提出ください。

Q 空き住宅の建物売買契約が完了していない場合、申請することはできますか。

A 売買契約が完了していなければ、申請することはできません。

売買契約の完了後に、申請手続きを行ってください。

Q 建築後に未入居の住宅の場合、補助対象になりますか。

A 補助の対象になりません（例：モデルハウスや建売住宅 など）。

Q 建物所有者が妻、代金の支払者が父の場合、申請は可能か。

A 代金の支払者は当該補助改修工事費用を支払う者であり、所有者が妻であれば、支払者も妻でなければなりません。申請者、建物所有者、納税者、支払者、振込先口座、これらが全て同一人物であることが、補助対象の条件です。

Q 銀行から支払をしたが、振込み手数料を請負契約書の金額に含めて支払をした場合

A 振込み手数料というのは、業者に支払われるものではなく、銀行に入るお金なので、たとえ数百円程度の金額だとしても請負契約書の金額が完全に支払われていないこととなりますので、補助金を支払うことはできません。

「請負契約書の金額」＋「振込み手数料」となりますので、支払をする際は十分注意してください。

Q 共有名義であり、父と息子の2人の所有物である場合、納税通知書の所有者名欄には、父の名前が記載されており、息子の名前は記載されていない代わりに「外1名」と記載されている。
この場合、息子が所有者として申請は可能か？

A 納税通知書の所有者名欄に「外1名」とされている方が申請者になる場合は、登記簿謄本等の所有権者の名前が確認できる書類を提出していただく事で申請は可能です。

Q 提出した見積書や契約書から工事代金が変わった。

A 最終的な工事金額がわかる見積書（内訳がわかるもの）を、変更申請書と併せて提出してください。見積書及び契約書、領収書の金額が同一でない場合は、補助金を交付することはできませんので、ご注意ください。

Q 工事代金を銀行振込みで支払ったので領収書がありません。

A 銀行振込みの場合は、振込明細書を提出してください。

※支払を証明するものが提出できない場合、補助金を交付することはできません。

Q 工事代金をクレジットカードで支払ったので領収書がありません。

A クレジットカードによる支払いを行う場合、完了報告書提出時に各種証拠書類の提出が必要です。また、ポイントやマイル等により優遇措置を受けている部分については、補助対象外経費となり、その減算を行う必要があるため、金額換算の為の書類提出も必要となります。

併せて、完了報告書提出時までに、クレジットカード会社への支払いが完了している事が条件です。

各種証拠書類として、クレジットカード利用証明書、クレジット会社から発行される請求内訳書、購入者がクレジットカード会社に支払ったことを確認できる書類（通帳のコピー）、クレジット会社から発行される完済証明書などの提出が必要となります。

※リボ払いや分割払いなどで、補助対象工事に関わる支払いの完了が確認できない場合は、補助金を交付することはできませんので、ご注意ください。

Q 工事や申請手続きなどをしてくれる業者を紹介してくれないか。

A 市では、施工業者の紹介等はしておりません。申請者様の責任において工事や申請手続きを請け負う方を決定してください。

Q 令和3年1月29日(金)までに完了報告書を提出しない場合はどうなるのか。

A 完了報告提出期限までに必要書類を提出されない場合は、自動的に交付決定取消しとなりますことから、補助金をお支払いすることはできませんので、十分にご注意ください。

Q 施工業者から聞いた補助金額と市から通知された交付決定通知書の金額が違うのはなぜか。

A 市では、提出された書類を基に施工業者の見積り金額の対象工事費から補助金を算定しております。対象外工事も見積に含まれている場合があるため、単純に施工業者見積額の20%ではありません。

※また、補助金額における施工業者とのトラブルについて、市は一切関与しませんので、当事者間で話し合い解決するようにしてください。

Q 交付申請書などに使用した印鑑を紛失した場合、どうすればよいですか。

A 原則、全ての提出書類の押印は同一のものでなくてはならない為、万が一、使用した印鑑を紛失された場合には、提出いただいている全ての書類に再度、訂正印と押印を頂くことになります。

※必要に応じ、申請者様へ確認のご連絡をさせていただきます。

Q 交付決定通知書や補助金の確定通知書が郵送されてきません。どうしてですか。

A 市では、補助金交付申請書に記載されている補助対象住宅の住所（空き住宅申請者を除く）宛に、各種通知書等を郵送しております。改修工事に伴い、仮住まい等への住所変更手続きを郵便局に届出していない等が考えられます。

原則、空き住宅の申請を除き、申請住宅に居住されていることが前提条件になっており、郵便物が届かないこと事態が変則的なことになるため、市が郵送した各種通知書が市へ返送された場合には、居住実態の有無などについて、現地確認を含め実態調査をさせていただきます。

※明らかに居住実態が無く、虚偽の申請をしていると認められる場合は、交付決定や補助を取り消す場合もございます。

■ ■ 民間住宅に対する制度について ■ ■

■ 北見市木造住宅無料耐震診断

北見市では、戸建て木造住宅を対象とした簡易的な耐震診断を無料で実施しております。この無料耐震診断は、専門家による耐震診断の必要性の目安となるものです。耐震診断の際には、間取りや壁の形状がわかる図面が必要となりますので、ご用意ください。（結果が出るまでには、3週間ほど時間がかかります。）

【お問い合わせ先】北見市建設指導課（0157-25-1154）

■ 北見市木造住宅耐震改修等補助制度

北見市では、耐震診断及び耐震設計、耐震改修工事の費用を軽減させることにより、住宅の耐震性の向上を図り、地震による被害を軽減させるために、市内の戸建て木造住宅を対象にしてこれらの費用の一部の補助を行っております。

【お問い合わせ先】北見市建設指導課（0157-25-1154）

■ 所得税控除・固定資産税減税

省エネルギー化やバリアフリー化、耐震改修工事を行った場合、①所得税の控除や②固定資産税の減税を受けられる場合があります。その際には指定機関や建築士による該当する改修工事を行った旨の証明書が必要になります。

【お問い合わせ先】①北見税務署（0157-23-7151）
②北見市資産税課（0157-25-1115）

